

緑税務署から確定申告のお知らせ

●平成29年分の確定申告【申告・納付の期限等】

- 所得税及び復興特別所得税 …… 2月18日(月)～3月15日(金)
- 贈与税 …… 2月1日(金)～3月15日(金)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税 … 4月1日(月)まで



納税は振替納税が、安全・便利です。

所得税及び復興特別所得税・個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、口座振替が利用できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。税務署にお尋ねください。

口座振替日：所得税及び復興特別所得税4月22日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税4月24日(水)

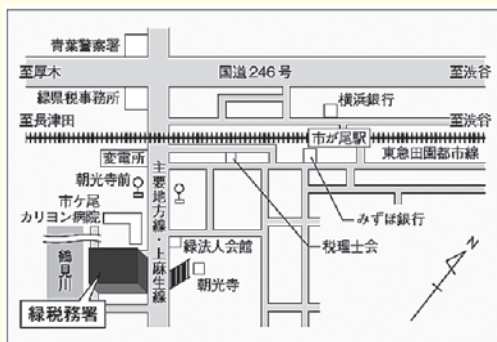
●緑税務署の申告書作成会場

税務署の申告書作成会場は、2月18日(月)に開設します。

開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)

土・日を除く。ただし、2月18日(日)及び2月25日(日)は、相談・申告書の受付及び用紙の配付のみ行います。

受付 8:30～16:00
相談・作成 9:15～17:00



- 会場が混雑している場合は、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく16時までにお越しください。
- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場はありません。
- 税務署では、パソコンでの申告書作成・指導を行っております。
- 1月から4月中旬まで税務署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。
- 税務署には、ご利用可能なコピー機がありません。あらかじめご了承ください。

●スマホでも確定申告書の作成が可能になりました！

平成31年1月4日から、税務署窓口で発行したIDとパスワードがあれば、スマートフォンでもe-Taxで送信できるようになりました。このIDとパスワードは、事前の申請が必要です。詳しくは、税務署へお問い合わせください

●配偶者控除が見直されました！

税制改正により、平成30年分の確定申告から、合計所得金額が1,000万円を超える方は、配偶者控除を適用できないこととされました

●医療費控除の手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。
※医療費の領収書は自宅に5年間保存する必要があります。

●申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
※ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

●申告書作成から提出までの流れ

①「作成コーナー」へアクセス

ご自宅のパソコンから、「作成コーナー」で検索。

②申告書を作成

画面の案内に従って金額等を入力し、申告書を作成。

③申告書を提出

- ・e-Taxの場合
事前準備が必要です。
- ・書面提出の場合
印刷して郵送等で提出。

国税庁ホームページへ (<http://www.nta.go.jp>)

作成コーナー

検索